

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	株式会社NEW ART
【英訳名】	NEW ART Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 白石 幸生
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目6番3号
【電話番号】	(03)3567-8091(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 松橋 英一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目15番2号
【電話番号】	(03)3567-8098
【事務連絡者氏名】	取締役 松橋 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

平成29年10月1日(予定)を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社ニューアート・シーマに、当社の営むジュエリー・アート事業に関して有する権利義務の一部を、吸収分割の方法により承継させる。

第2号議案 定款一部変更の件

持株会社体制への移行にともない、平成29年10月1日をもって事業目的を変更する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、白石幸生、萩原利博、松橋英一、妙見聡子、山根裕一郎の5氏を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、奥村彰男、高井章光、永田金司、荒井昭の4氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 吸収分割契約承認の件	1,961,578	33,548	509	(注1)	可決 98.29%
第2号議案 定款一部変更の件	1,961,282	33,844	509	(注1)	可決 98.27%
第3号議案 取締役5名選任の件				(注2)	
白石 幸生	1,957,464	37,662	509		可決 98.08%
萩原 利博	1,958,038	37,088	509		可決 98.11%
松橋 英一	1,958,161	36,965	509		可決 98.12%
妙見 聡子	1,958,095	37,031	509		可決 98.11%
山根 裕一郎	1,958,100	37,026	509		可決 98.11%
第4号議案 監査役4名選任の件				(注2)	
奥村 彰男	1,960,667	34,441	509		可決 98.24%
高井 章光	1,960,596	34,512	509		可決 98.24%
永田 金司	1,959,641	35,467	509		可決 98.19%
荒井 昭	1,960,272	34,836	509		可決 98.22%

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになっているため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上